

令和6年10月1日

お客様 各位

空知信用金庫

## 「一般当座勘定規定」の改定に関するお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

当金庫では、令和7年1月6日（月）より、払戻請求書による当座勘定払戻の取扱い開始に伴い、「一般当座勘定規定」を下記のとおり改定させていただきます。

なお、改定後の規定は、本改定前よりお取引いただいているお客様にも適用させていただきます。

### 1. 主な改定内容

以下の下線部の条項を追加・変更いたします。

一般当座勘定規定の各条項へ下線部を追加、変更
第1条～第6条 (省略)
第7条 手形、小切手の支払い (1) (2) 省略 (3) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手 <u>または当金庫所定の払戻請求書</u> を使用してください。 <u>(4) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合は、届出の印章により記名押印のうえ、当座勘定の口座番号が確認できる資料とともに提出してください。また、払戻しに際して、当金庫所定の本人確認書類の提示等を求めることがあります。求められた本人確認書類の提示等がない場合には、取引を行うことができません。</u>
第8条～第15条 (省略)
第16条 印鑑照合等 (1) 手形、小切手、 <u>払戻請求書</u> または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当金庫に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、 <u>払戻請求書</u> 、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。 (2) (3) 省略

以上